

参考資料－現在この地区にかかっている景観ルール

※一定規模以上建物 茅ヶ崎市景観まちづくり条例による基準
高さ12m以上 階数4階以上面積1000m²以上 のいずれかに該当する建物に適用される。

項目	地区別の現行景観ルール（カッコ内は現行の制度名称・一定規模以上建物※は茅ヶ崎市景観まちづくり条例による基準）		
	A地区	B地区	C地区
高さ	（地区計画による制限） 最高限度－12m以下。		（都市計画公園内における制限） 3階建以下のみ建築可能。
配置	（景観条例による制限 一定規模以上建物※に適用） 道路等から建築物等を、後退させ、ゆとりある空間を創出します。角地や突き当りには、シンボリックな空間を創出します。壁面線は、周辺との連続性やその場所の将来性を考慮します。長大な外壁は、分節したり凹凸させ、圧迫感の軽減に努めます。		
	（地区計画による制限） 後背地からの海岸の眺望を遮らないように配慮。	（地区計画による制限） 国道134号側5m以上、その他道路側、1m以上、隣地側2m以上壁面後退する。（適用除外有り）	
色彩	（景観条例による制限 一定規模以上建物※に適用） 背景や隣接する建築物等とのバランスを崩さないよう考慮します。地となる部分は、むやみに不必要な色を使うことなく、色数はできるだけ少なくします。大面積に具象な絵柄や必然性のないデザインを施すことは避けます。色彩を検討する際には、完成後の状態が想像できるように、できるだけ大きな面積の色見本で検討します。		
	（地区計画による制限） 色彩は、刺激的な色を避け、周辺環境との調和に配慮。		
緑化等	（景観条例による制限 一定規模以上建物※に適用） 既存の樹木を活用するとともに、大木、古木は積極的に保存します。角地や突き当たりには、シンボルツリーとなるような樹種を選定するよう努めます。道路等の境は、緑陰を提供する樹種や街路樹に併せた樹種を選定するよう努めます。		
	（地区計画による制限） 海浜地区の環境に配慮し、積極的な緑化に配慮。		
外構等	（景観条例による制限 一定規模以上建物※に適用） 生け垣を積極的に設置し、緑豊かなまち並みを創出します。生け垣が困難な場合は、透過性のある素材を用います。やむを得ずフェンス等を設置する場合は、道路等からセットバックさせ、その部分に樹木やつる性植物を植栽します。高さは、できる限り低く抑え、開放感ある空間の創造に努めます。		
	（地区計画による制限） 生け垣、フェンス等の開放性のあるもので美観を損ねる恐れがないもの。		
照明	（景観条例による制限 一定規模以上建物※に適用） 住宅地など落ちつきが求められる場所では、むやみに明るくしたり、屋上広告物の設置やネオンサイン、電飾等の使用を避けます。商業地では、賑わいの導続性を考慮し、シースルーシャッター等により、夜間景観の寄与に努めます。		
広告物	（景観条例による制限 一定規模以上建物※に適用） 住宅地など落ちつきが求められる場所では、むやみに明るくしたり、屋上広告物の設置やネオンサイン、電飾等の使用を避けます。屋外広告物、自動販売機等は、周辺のまち並みを意識した位置、大きさ、形に配慮し、過剰な設置は避けます。		
	（神奈川県屋外広告物条例による制限） この地区内で屋外広告物を掲出する場合には、県条例による届出が必要になります。面積や設置場所・設置方法などについて、一定の制限がかかります。		
	（地区計画による制限） 屋外広告物の形態、意匠は、地区全体の景観的調和に配慮。	← A地区に同じ	
用途	（第一種住居地域による制限） 物販・飲食・事務所・宿泊などは、延床面積3000㎡以下で建築可能。		
	（地区計画による制限） 住宅、共同住宅等（7戸以下）、商業・事務所（500㎡以下）、車庫等、公益上必要な建築物以外は建築不可。	（地区計画による制限） 商業・宿泊施設、事務所（1000㎡以下）、水泳場、公益上必要な建築物（交番・トイレ等）、附属建築物、以外は建築不可。	
敷地	（地区計画による制限） 最低限度－130㎡以上。		（地区計画による制限） 最低限度－1000㎡以上。
素材	（景観条例による制限 一定規模以上建物※に適用） 時間が経つにつれて変化する素材は、経年後も汚れが目立たなく、劣化感が少ない物を使用します。修景が施された道路等に接する部分は、舗装材等の工夫により一体的なデザインに努めます。金属やガラス等の反射率の高い素材は、反射の影響に配慮します。		
	（地区計画による制限） 素材は地域の気候、風土を考慮し、地域性を醸し出す素材の選定に配慮。		
屋根	（景観条例による制限 一定規模以上建物※に適用） 街のつらなりや背景になじむデザインとする。背景となる山並み主要な眺望点からの見え方に配慮します。沿道においては、周辺の建築物等が形成するスカイラインの連続性に配慮します。住宅地の傾斜屋根は、妻方向や屋根勾配、軒の高さなどを周辺になじむよう配慮します。		
	（地区計画による制限） 海側及び陸側から望見される周辺景観に配慮し、砂防林との調和を保つ。		
階段等	（景観条例による制限 一定規模以上建物※に適用） バルコニーは、インナーバルコニーとするなど、色彩や形態を建築物等と一体的なデザインとします。設置することが想定される室外機や物干し等は、取り付け器具等の設置場所を工夫し、道路から直接見えないよう考慮します。安全を考慮したうえで、緑化が可能な構造とし、まち並みに潤いをもたらす工夫をします。屋外階段は、建築物等と一体的なデザインとするか、道路から見えない位置へ設置します。		
設備	（景観条例による制限 一定規模以上建物※に適用） 屋上に設置する給水タンク、排気ダクト等や屋外に設置する物置、ごみ集積所等は、安全を考慮したうえで、道路から直接見える位置を避けるか、ルーバーや植栽等で隠ぺいします。外壁に設置する配管類等は、構造や色彩を工夫し、突出感を和らげます。アンテナ等の設備等は、積極的に共同化します。		
擁壁等	（景観条例による制限 一定規模以上建物※に適用） 長大な擁壁は、文節したり、凹凸させ、圧迫感の軽減に努めます。緑化ブロックや自然石等の使用により、表情を豊かにします。擁壁の足元へ樹木やつる性植物を植栽し、圧迫感を軽減します。		
駐車場	（景観条例による制限 一定規模以上建物※に適用） まち並みの連続性を分断しない配置とします。道路に面して緑地帯を設け、緩衝効果を高めます。車両の出入口部では、歩行者の安全を確保するとともに、人の流れを分断しない配置とします。駐車場内においては、高木の植栽や緑化ブロック等の使用により潤いあるデザインに努めます。		